農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

\bigcirc	\circ	\circ	\circ	\circ
登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一	日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和
(附則第八条関係)	則第七条関係)・		号)	(令和元年法律第五十七号)
		年法律第百八十三号)	(本則第二条問	
		(本則第1	《関係)	(本則第一条関係)
		条関係)		係)
72	71	条関係) 70	36	
:	:	:	:	:
72	· 71	70	36	1

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

 \bigcirc 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)(本則第一条関係)

第二章 総則(第一条・第二条) 第二章 と、関係の表・第二条) 第二章 と、関係の表・第二条) 第二章 と、関係の表・第二条) 第二章 と、関係の表・第二条) 第二章 と、関係の表・第二条) 第二章 と、関係の表の表に、、表が国で生産された農林水産物及び食品の輸出を円滑化するため、第五章 国等が講ずる農林水産物及び食品の輸出を円滑化するため、第五章 国等が講ずる農林水産物及び食品の輸出を円滑化するため、第二章 農林水産物及び食品の輸出を円滑化するため、第二章 農林水産物及び食品の輸出を円滑化するため、第二章 農林水産物及び食品の輸出を円滑化するため、第二章 農林水産物及び食品の輸出を円滑化するため、第二章 農林水産物及び食品の輸出を円滑化するため、第二章 農林水産物及び食品の輸出を行う事業者に対する実践を開い、第二十二条 第二十二条 第二十二条 第二十二条 第二十二条 第二章 といるため、第二章 といるため、第二章 といるため、第二章 といるため、第二章 といるため、第二章 といるため、第二章 といるに対して、第二章 といるため、第二章 といるため、第二章 といるため、第二章 といるため、第二章 といるため、第二章 といるといるといるに対して、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し	目次	改 正 案 現 行			(传彩音乡に改司音)	(傍線部分は改正部分)
---	----	-----------	--	--	------------	-------------

な発展に寄与することを目的とする。の他の措置を講ずることにより、農林水産業及び食品産業の持続的等、輸出事業計画の認定、農林水産物・食品輸出促進団体の認定そ針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方の

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

水産物又は食品の輸出の促進を図ることを目的として農林水産物又3 この法律において「農林水産物・食品輸出促進団体」とは、農林

は食品の輸出のための取組を行う者が組織する団体をいう。

第三十五条第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。により主務大臣の登録を受けた者をいい、「登録認定機関」とは、この法律において「登録発行機関」とは、第二十条第一項の規定

4

(基本方針)

第十条 (略)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一~四 (略)

五 農林水産物・食品輸出促進団体の支援に関する基本的な事項

る国際標準とすることに関する施策その他の農林水産物及び食品第二項に規定する日本農林規格を同法第七十二条第二項に規定すう第二条第四項に規定する同等性の承認を得るための施策、同条六、日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号

産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。等、輸出事業計画の認定その他の措置を講ずることにより、農林水針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

(新設)

により主務大臣の登録を受けた者をいう。3 この法律において「登録認定機関」とは、第二十条第一項の規定

(基本方針)

第十条 (略)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一~四 (略)

(新設)

「平戈二十六平去津育し十回子」第二条第二頁こ見官する寺官豊七 輸出先国と相互に特定農林水産物等の名称の保護に関する法律用の促進に関する基本的な事項 の輸出を促進するために必要な規格の整備並びにその普及及び活

(新設)

第百二十二号)第二条第一項に規定する知的財産の保護及び活用の輸出を促進するために必要な知的財産基本法(平成十四年法律代平成二十六年法律第八十四号)第二条第二項に規定する特定農

八 (略)

に関する基本的な事項

3 (略)

(国の責務)

2 (略) 第十一条 (略)

の輸出の促進のための取組に必要となる情報の提供、指導、助言そ3 国は、農林水産物・食品輸出促進団体が行う農林水産物及び食品

他の援助を行うよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならは、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を及び第四十二条第一項において「公庫」という。)その他の関係者第十三条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫(第四十一条

五 (略)

3 (略)

|第十一条 (略)

2 (略)

(新設)

関係者相互の連携及び協力)

らない。
を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければなを図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければな者は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進第十三条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫その他の関係

第十四条 (略)

- 2 実行計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 進措置」という。)を重点的に講ずべき輸出先国並びに農林水産 げる事項に基づいて実施する措置 基本方針に定められた第十条第二項第二号から第八号までに掲 (以下この条において「輸出促

(略

物及び食品

3 (略)

4 本部は、 実行計 画を作成 又はこれを変更しようとするときは (新設)

輸出促進団体の意見を聴かなければならない あらかじ 8 第四十三条第二 |項に規定する認定農林水産物・食品

5 6 (略)

第五章 国等が講ずる農林水産物及び食品の輸出を円滑化する ための措置

第 節 輸出証明書の発行等

輸出証明書の発行

第十五条 れている農林水産物又は食品について、主務大臣が輸出証明書 あって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があ 証明書をいう。 林水産物又は食品が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す たときは、 主務大臣は、 主務省令で定めるところにより、 以下同じ。)を発行するよう求められている場合で 輸出先国の政府機関から、 輸出証明書を発行す 輸入条件が定めら (農

第十四条 (略)

2 実行計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 基本方針に定められた第十条第二項第二号から第五号までに掲

進措置」という。) げる事項に基づいて実施する措置 を重点的に講ずべき輸出先国並びに農林水産 (以下この条において「輸出促

物及び食品

3

(略

(略)

4 5 (略)

第五章 国等が講ずる農林水産物及び食品の輸出を円滑化する ための措置

第 節 輸出証明書の発行等

輸出証明書の発行

第十五条 れている農林水産物又は食品について、 輸出を行う事業者から申請があったときは、 するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の 証明書をいう。 林水産物又は食品が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、 以下この条及び第三十八条において同じ。)を発行 主務大臣が輸出証明書 主務省令で定めるとこ 輸入条件が定めら (農

ることができる。

2 (略

3 いる農林水産物又は食品につい 登録発行機関は、 輸出先国の政府機関から、 登録発行機関が輸出 輸入条件が定められ [証明書を

ところにより 品の輸出を行う事業者から申請があったときは、 発行するよう求められている場合であって、 輸出証明書を発行することができる。 当該農林水産物又は食 主務省令で定める

4 略

適合区域の指定

第十六条 により、 食品として主務省令で定めるもの 府機関が定める要件(以下この条において「指定要件」という。) 又は食品が生産され、 を指定するよう求められている場合には、主務省令で定めるところ 区域指定農林水産物等」という。)について、主務大臣が適合区域 又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は に適合する区域(以下この条及び第三十七条第四項第三号において いて有害な物質が混入するおそれがないことその他の輸出先国の政 「適合区域」という。)において生産され、製造され、 以下この項及び第六項において同じ。)において農林水産物 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、その区域(海域を 区域指定農林水産物等の適合区域を指定することができる 製造され、加工され、 (以下この条及び同号において「 又は流通する過程にお 加工され、

2 6 略

> ろにより、 輸出証明書を発行することができる。

2 (略)

(新設)

3

略

適合区域の指定

第十六条 含む。 により、 食品として主務省令で定めるもの に適合する区域(以下この条及び第三十四条第四項第三号において 府機関が定める要件(以下この条において 又は食品が生産され、 を指定するよう求められている場合には、主務省令で定めるところ 区域指定農林水産物等」という。)について、主務大臣が適合区域 又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は いて有害な物質が混入するおそれがないことその他の輸出先国の政 「適合区域」という。)において生産され、製造され、 以下この項及び第六項において同じ。)において農林水産物 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、 区域指定農林水産物等の適合区域を指定することができる 製造され、加工され、 (以下この条及び同号において「 「指定要件」という。 又は流通する過程にお その区域 加工され (海域を

(適合施設の認定)

第十七条 産物等に係る施設の設置者又は管理者(以下この条及び第五十三条 することができる。 令で定めるところにより、 において「設置者等」という。)から申請があったときは、 施設を認定するよう求められている場合であって、 められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの う。)に適合する施設 の発生を防止するための措置が講じられていることその他の輸出先 「施設認定農林水産物等」という。)について、主務大臣が適合 政府機関が定める要件 製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定 主務大臣は、 輸出先国の政府機関から、 以下 施設認定農林水産物等の適合施設を認定 (以下この条において「認定要件」とい 「適合施設」という。)において生産 食品衛生上の危害 施設認定農林水 主務省 议

2~6 (略)

適合施設の情報を取りまとめ、公表しなければならない。 第六項において準用する場合を含む。) の規定による報告を受けたを含む。以下この項において同じ。) の情報及び前項(第五十三条定により認定を取り消した場合にあっては、当該取消しに係る施設 主務大臣は、第一項の規定により認定した適合施設(第五項の規

8 (略

第二節 登録発行機関

(登録発行機関の登録)

第十八条 登録発行機関の登録(以下この節において単に「登録」と

(適合施設の認定)

第十七条 う。)に適合する施設 令で定めるところにより、 産物等に係る施設の設置者又は管理者(以下この条及び第三十八条 することができる。 において「設置者等」という。)から申請があったときは、 施設を認定するよう求められている場合であって、 下「施設認定農林水産物等」という。)について、主務大臣が適合 められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの 国の政府機関が定める要件(以下この条において「認定要件」とい の発生を防止するための措置が講じられていることその他の輸出先 製造され、加工され、 主務大臣は、 輸出先国の政府機関から、 (以 下 施設認定農林水産物等の適合施設を認定 又は流通することが輸入条件として定 「適合施設」という。)において生産 食品衛生上の 施設認定農林水 主務省 危害

2~6 (略)

適合施設の情報を取りまとめ、公表しなければならない。第六項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたを含む。以下この項において同じ。)の情報及び前項(第三十八条定により認定を取り消した場合にあっては、当該取消しに係る施設で、主務大臣は、第一項の規定により認定した適合施設(第五項の規

第

節

登録認定機関

8

略

登録認定機関の登録

J | 第十八条 | 登録認定機関の登録(以下単に「登録」という。)を受け

ばならない。 で定める額の手数料を納付して、主務大臣に登録の申請をしなけれ 主務省令で定める区分ごとに、実費を超えない範囲内において政令 いう。)を受けようとする者は、 主務省令で定めるところにより、

2

登録の基準

第二十条 主務大臣は、第十八条第一項の規定により登録を申請した 場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。 全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この (第二号において「登録申請者」という。) が次に掲げる要件の

十七条第二項において「取扱業者」という。)に支配されている る基準に適合していること。 という。 登録申請者が、輸入条件が定められている農林水産物又は食品 生産、 第十五条第三項の規定による輸出証明書の発行 販売その他の取扱いを業とする者(以下この号及び第二)を適確に行うために必要なものとして主務省令で定め (以 下 · 「発行」

条第一項に規定する親法人をいう。第三十五条第一項第二号イ の親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九 において同じ。 登録申請者が株式会社である場合にあっては、取扱業者がそ) であること。

ものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

登録申請者が法人である場合にあっては、 (会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。 一十五条第 項第二号ロにおいて同じ。)にあっては、業務 その役員(持分会

> 範囲内において政令で定める額の手数料を納付して、主務大臣に登 録の申請をしなければならない。 ようとする者は、主務省令で定めるところにより、 実費を超えない

2 略

、登録の基準)

第二十条 主務大臣は、第十八条第一項の規定により登録を申請した 場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。 全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。 (第二号において「登録申請者」という。) が次に掲げる要件の この

確認 として主務省令で定める基準に適合していること。 第十七条第三項の規定による認定又は同条第四項の規定による (以 下 「認定等」という。)を適確に行うために必要なもの

二 登録申請者が、施設認定農林水産物等の生産、販売その他 取扱業者」という。)に支配されているものとして次のいずれか 扱いを業とする者(以下この号及び第二十七条第二項において「 に該当するものでないこと。 取

条第一項に規定する親法人をいう。)であること。 の親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九 登録申請者が株式会社である場合にあっては、取扱業者がそ

にあっては、 登録申請者が法人である場合にあっては、 (会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。 業務を執行する社員)に占める取扱業者の役員 その役員 (持分会

分の一を超えていること。間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が二間に取扱業者の役員又は職員(過去二年を執行する社員)に占める取扱業者の役員又は職員(過去二年

ハ (略)

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一 (略)

その代表者の氏名 二 登録発行機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

- 三 登録発行機関が行う発行に係る輸出証明書の種類
- 四 登録発行機関が発行に関する業務を行う事業所の所在地

3 (略)

(承継)

第二十二条 きは、 いて、 録発行機関の地位を承継する。 法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、 事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、 は登録発行機関について相続、 全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合にお その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したと その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した 登録発行機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、 合併若しくは分割 (当該登録に係る その事業 その登 又

ればならない。
、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なけ2 前項の規定により登録発行機関の地位を承継した者は、遅滞なく

2

3

(略

3

(略

含む。)の割合が二分の一を超えていること。又は職員(過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を

へ (略)

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

(略)

その代表者の氏名 登録認定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

二 登録認定機関が行う認定等に係る施設認定農林水産物等の種類その仕書者の氏名

3 (略)

几

登録認定機関が認定等に関する業務を行う事業所の所在地

(承継)

第二十二条 きは、 いて、 事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、 は登録認定機関について相続、 録認定機関の地位を承継する。 法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、 の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合にお その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したと 登録認定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、 合併若しくは分割 (当該登録に係る その事業 その登 又

ればならない。 その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なけが、の事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なけが項の規定により登録認定機関の地位を承継した者は、遅滞なく

(発行に関する業務の実施)

- 正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、発行を行わなければなら第二十三条 登録発行機関は、発行を行うことを求められたときは、
- る方法により発行に関する業務を行わなければならない。
 2 登録発行機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合す

(事業所の変更の届出)

に、主務大臣に届け出なければならない。地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前まで第二十四条 登録発行機関は、発行に関する業務を行う事業所の所在

2 (略)

(業務規程)

- その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。2 業務規程には、発行の実施方法、発行に関する手数料の算定方法

(認定等に関する業務の実施)

- ならない。 、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定等を行わなければ第二十三条 登録認定機関は、認定等を行うことを求められたときは
- る方法により認定等に関する業務を行わなければならない。 2 登録認定機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合す

(事業所の変更の届出)

でに、主務大臣に届け出なければならない。在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前ま第二十四条 登録認定機関は、認定等に関する業務を行う事業所の所

(略)

2

(業務規程)

- とするときも、同様とする。開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しよう項において「業務規程」という。)を定め、認定等に関する業務の第二十五条 登録認定機関は、認定等に関する業務に関する規程(次
- 方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない2 業務規程には、認定等の実施方法、認定等に関する手数料の算定

(業務の休廃止)

第二十六条

登録発行機関は、

発行に関する業務の全部又は一部を休

(業務の休廃止)

第二十六条 登録認定機関は、認定等に関する業務の全部又は一部を

ŋ 務大臣に届け出なければならない。 休止し、 又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところによ 又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を主

2 略

|財務諸表等の備付け及び閲覧等|

第二十七条 いて「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置 合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十九条第二号にお るものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場 で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され 気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式 業年度の財産目録、 に事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録 なければならない。 登録発行機関は、 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並び 毎事業年度経過後三月以内に、その事 (電子的方式、 磁

2 は第四号の請求をするには、 いつでも、 いればならない。 取扱業者その他の利害関係人は、 次に掲げる請求をすることができる。 登録発行機関の定めた費用を支払わな 登録発行機関の業務時間内は、 ただし、 第二号又

匹 (略)

(適合命令)

第二十八条 行機関に対し、 る要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録発 主務大臣は、 これらの要件に適合するために必要な措置をとるべ 登録発行機関が第二十条第一項各号に掲げ

> より、 休止し、 主務大臣に届け出なければならない。 休止し、 又は廃止しようとするときは、 又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を 主務省令で定めるところに

2 (略

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十七条 業年度の財産目録、 かなければならない。 いて「財務諸表等」という。)を作成し、 合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条第二号にお るものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場 で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され 気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式 に事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録 登録認定機関は、 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並び 毎事業年度経過後三月以内に、 五年間事業所に備えて置 (電子的方式、 磁

2 は第四号の請求をするには、 いつでも、 ればならない。 取扱業者その他の利害関係人は、 次に掲げる請求をすることができる。 登録認定機関の定めた費用を支払わな 登録認定機関の業務時間内は、 ただし、 第二号又

匹 (略)

(適合命令)

第二十八条 定機関に対し、 る要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録認 主務大臣は、 これらの要件に適合するために必要な措置をとるべ 登録認定機関が第二十条第一項各号に掲げ

きことを命ずることができる。

(改善命令)

とるべきことを命ずることができる。 とるべきことを命ずることができる。 できこと又は発行の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置を でいると認めるとき、又は登録発行機関が行う発行が適当でないと 第二十九条 主務大臣は、登録発行機関が第二十三条の規定に違反し 第

(登録の取消し等)

当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。第三十条 主務大臣は、登録発行機関が第十九条各号のいずれかに該

る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。は、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発行に関す2 主務大臣は、登録発行機関が次の各号のいずれかに該当するとき

一~四 (略)

4 (略

(帳簿の記載等)

| 第三十一条 | 登録発行機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿

きことを命ずることができる。

(改善命令)

措置をとるべきことを命ずることができる。

でいるときは、当該登録認定機関に対し、認定等に関する業務をと認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定等に関する業務を第二十九条。主務大臣は、登録認定機関が第二十三条の規定に違反し

(登録の取消し等)

当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。第三十条 主務大臣は、登録認定機関が第十九条各号のいずれかに該

する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。は、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定等に関2 主務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するとき

一~四 (略)

4 (略)

(帳簿の記載等)

第三十一条 登録認定機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿

号において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適第三十五条(主務大臣は、前条の規定により登録を申請した者(第二(登録の基準)	をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。	第三節 登録認定機関	はならない。	し、又は自己の利益のために使用してはならない。の者であった者は、発行に関する業務に関して知り得た秘密を漏ら第三十二条 登録発行機関若しくはその役員若しくは職員又はこれら(秘密保持義務)	これを保存しなければならない。を備え、発行に関する業務に関し主務省令で定める事項を記載し、
(新設)	(新設)	(新設)	てはならない。 (登録認定機関以外の者による人を誤認させるような表示、広告その他の行為をし第三十三条 登録認定機関以外の者は、その行う業務が認定等に関す	らし、又は自己の利益のために使用してはならない。の者であった者は、認定等に関する業務に関して知り得た秘密を漏第三十二条 登録認定機関若しくはその役員若しくは職員又はこれら(秘密保持義務)	、これを保存しなければならない。を備え、認定等に関する業務に関し主務省令で定める事項を記載し

- いて、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。合しているときは、その登録をしなければならない。この場合にお
- として主務省令で定める基準に適合していること。確認(以下「認定等」という。)を適確に行うために必要なもの一 第十七条第三項の規定による認定又は同条第四項の規定による
- の親法人であること。

 の親法人であること。

 の親法人であること。
- | 含む。)の割合が二分の一を超えていること。 | 又は職員(過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を | 社にあっては、業務を執行する社員)に占める取扱業者の役員
- 職員であった者を含む。)であること。、取扱業者の役員又は職員(過去二年間に取扱業者の役員又は、の扱業者の役員又は、その代表権を有する役員)が
- 2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。
- 登録年月日及び登録番号
- その代表者の氏名 その代表者の氏名 といれる といれる では、 一 登録認定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、
- 四 登録認定機関が認定等に関する業務を行う事業所の所在地三 登録認定機関が行う認定等に係る施設認定農林水産物等の種類

(準用)

第三十六条 項及び 第二項、 るのは 八条中 三十四条、 条第二項各号」 項各号」 -四条」 と読み替えるものとする。 とあるのは この場合において、 条から第三十三条までの規定は、 項 第 第 第 لح - 第三十五条第一項第二号に規定する取扱業者」と、 کے 第十九条及び前条第三項」と、 一十五条、 |項並びに第三十| 第三十五条並びに第三十六条において準用する第十八条 第十八条第二項、 一十条第一項各号」 「認定等」 第 一十条第三項中 一十条第 第 第二十一条第二項中 第十八条第二項中 一十六条第 と 条から第三十三条まで 第二十七条第二 項各号」 第十九条、 とあるのは 「前項各号」 項 登録認定機関について準用する とあるのは 第一 第 第二十三条、 「前三条」 「前項」とあるのは 項中 一十九条、 一十条第三項及び第二十 「第三十五条第 とあるのは 「取扱業者」 とあるのは 第三 の規定中 第一 第三 一十五条第 一十条第 十四条第 第三十五 項各号 第二十 第三 とあ 発行 (新設)

に対する支援措置 第六章 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者

輸出事業計画の認定)

第三十七条 る計画 度化その他の改善を図る事業 の拡大を図るためこれらの生産、製造、 取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出 (以 下 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のため 「輸出事業計画」という。 (以 下 「輸出事業」という。 を作成し、 加工又は流通の合理化、 農林水産省令)に関す 高 \mathcal{O}

に対する支援措置 第六章 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者

|輸出事業計画の認定)

る計画(以下この条及び次条において「輸出事業計画」という。)度化その他の改善を図る事業(以下「輸出事業」という。)に関すの拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高第三十四条 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための

を受けることができる。 で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その認定

- 2 (略
- 3 に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができ 輸出事業計画には、 前項各号に掲げる事項のほか、 輸出事業の用
- 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
- 当該施設の用に供する土地の所在 その他農林水産省令で定める事項 地番 地目及び面積

を作成し、農林水産省令で定めるところにより、 臣に提出して、その認定を受けることができる。 (略) これを農林水産大

- 2
- 3 できる。 輸出事業計画には 次に掲げる措置に関する事項を含めることが
- 食品等の流通の合理化のうち 関する法律 品等の流通の合理化(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に するものをいう。)に関する措置 る品質管理及び衛生管理の高度化又は国内外の需要への対応に関 農林水産物又は食品の流通に関する事業を行う者が実施する食 (平成三年法律第五十九号) 農林水産物又は食品の流通におけ 第二条第三項に規定する
- 4 その認定をするものとする。 の輸出事業計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、そ 事業を行う者が実施する製造過程の管理の高度化 法律第五十九号) |項に規定する製造過程の管理の高度化をいう。) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年 第六条第 項に規定する食品の製造又は加工の (同法第二条第 に関する措置

4

その認定をするものとする。

<u></u> 匹 (削る。

(略)

(削る。)

の輸出事業計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、

農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、そ

- 略)
- 五. する法律第五条第三項各号のいずれにも適合すること。 れている場合には、 輸出事業計画に前項第一号に掲げる措置に関する事項が記載さ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関
- 措置法第三条第一項に規定する基本方針に照らし適切なものとし れている場合には、 輸出事業計画に前項第二 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時 一号に掲げる措置に関する事項が記載さ

略

農地 条第 農林水産大臣は、 (耕作 (農地法 第三項各号に掲げる事項 (昭和二十七年法律第二百二十九号) (同項第二号の土地が 第四十三

7 5

6

(略)

目的として、 作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるも 培を含む。 いをいう。 以下同じ。 項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽 以下この項において同じ。 以下同じ。 農地である当該土地を農地以外のものにし 又は採草放牧地 であり、 第三項の施設の用に供することを (農地以外の土地で、)の目的に供される土地をい 主として耕 又は農地

(新設

ときは、 知事は、

政令で定めるところにより、

同意をするものとする。

農地法第四条第

当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認める

該当しないこと。

六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に

農地を農地以外のものにする場合にあっては、

その っては、

同意を得なければならない。

指定市町村の長。 「指定市町村」

以下この項において同じ。

この場合において

当

|該都道府県 に協議し、 四条第一

項に規定する指定市町村

(以下この項及び第六十条第一号

都道府県知事

(同法第

の区域内の土地に係るものにあ

において

という。

をしようとするときは、当該事項について、

のに限る。

が記載されている輸出事業計画について第一

項の認定

項の許可を受けなければならないものに係るも

項又は第五条第一

使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、

同法第四条第

採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは

(新設)	第四十条(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)
	第一項の許可があったものとみなす。使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条
	採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は2 認定輸出事業者が認定輸出事業計画に従って第三十七条第三項の
	ったものとみなす。 を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可がある。
(新設)	。) こめって司を第三頁の面段の用こせげることを引りてして漫也各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ第三十九条 認定輸出事業者が認定輸出事業計画(第三十七条第三項
	の特例)
認定について準用する。 3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による変更の	認定について準用する。 3 前条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定による変更の
2 (略)	2 (略)
第三十五条 (略) (輸出事業計画の変更等)	第三十八条 (略) (輸出事業計画の変更等)
	同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
	利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により
	めこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするた

げる業務を行うことができる。う。)は、食品等流通法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲
流通合理化促進機構(次項及び第五十条において「促進機構」とい
流通法」という。)第十六条第一項の規定により指定された食品等
成三年法律第五十九号。以下この条及び第五十条において「食品等

- 保証すること。 出事業」という。)であって食品等(食品等流通法第二条第一項 て同じ。)を対象とするものに必要な資金の借入れに係る債務を に規定する食品等をいう。次号及び第五十条第一項第一号におい 認定輸出事業計画に従って実施される輸出事業(以下「認定輸
- 認定輸出事業であって食品等を対象とするものを実施する者に
- 対し、 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 必要な資金のあっせんを行うこと。

2

品等流通法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

の食品等流通法の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる食

同表の下欄に掲げ

前項の規定により促進機構が行う同項各号に掲げる業務について

る字句とする。		
第十八条第一項	前条第一号に掲げる	前条第一号に掲げる
	業務	業務及び農林水産物
		及び食品の輸出の促
		進に関する法律(令
		和元年法律第五十七
		号。以下「輸出促進
		法」という。)第四
		十条第一項第一号に

18

掲げる者に該当するものに対	十一条に規定する業務のほか	第五十七号。以	第四十一条公庫は、	(株式会社日本社				第三十二条第三号				第三十二条第二号	第三号	第二十五条第一	第一号	第二十五条第一	、第二十四条及	第二十三条第一				第十九条第一項	
Ļ	`	以下この条及び次条において「公庫法」という。		株式会社日本政策金融公庫法の特例)				号 第二十四条				号 第二十三条第一項		項この節		項	及びる業務	項第十七条各号に掲げ			げる業務	第十七条第一号に掲	
食料の安定供給の確保又は農林漁	認定輸出事業者であって次の各号に	「公庫法」という。)第	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律		第二十四条	読み替えて適用する	第二項の規定により	輸出促進法第四十条	第二十三条第一項	読み替えて適用する	第二項の規定により	輸出促進法第四十条	促進法	この節若しくは輸出	号に掲げる業務	法第四十条第一項各	る業務又は輸出促進	第十七条各号に掲げ	第一号に掲げる業務	進法第四十条第一項	げる業務及び輸出促	第十七条第一号に掲	掲げる業務

に規定する業務	
)第四十一条第一項	
出促進法」という。	
五十七号。以下「輸	
律(令和元年法律第	
出の促進に関する法	
水産物及び食品の輸	六号
掲げる業務 掲げる業務及び農林	第十一条第一項第
	する。
規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と	法の規定中同表の中!
の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫	いての公庫法の規定の適用に
第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けにつ	3 第一項の規定によ
る範囲内で、公庫が定める。	いては、政令で定める範囲内で、
前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間につ	2 前項に規定する資
これらの者が資本市場から調達することが困難な資金	ものこれらの者が
。)であって農林水産省令・財務省令で定める	に係る法人を含む。
その組織する法人(これらの者の出資又は拠出	二農林漁業者又はそ
	金
いて同じ。) その償還期限が十年を超える資	。次条第一項において同じ。
(公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう	一中小企業者(公
とができる。	付けの業務を行うことができる。
のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸	のに限る。)のうち
(他の金融機関が融通することを困難とするも	該各号に定めるもの
定輸出事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当	定輸出事業を実施す
業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって認	業の持続的かつ健全

輸出促進法第四十一	同項第五号	
る業務 一項に規定す		
は輸出促進法第四十		
二号に掲げる業務又	に掲げる業務	第四号
若しくは別表第二第	又は別表第二第二号	第六十四条第一項
法		五十九条第一項
この法律、輸出促進	この法律	第五十八条及び第
第一項第五号		
業務並びに第十		
条第一項に規定する		
輸出促進法第四十	同項第五号	第五十三条
第一項第五号		
業務並びに第十		
条第一項に規定する		
輸出促進法第四十	同項第五号	
る業務		
一条第一項に規定す		
は輸出促進法第四十		十一条第二号
二号に掲げる業務又	に掲げる業務	第一号ロ及び第四
若しくは別表第二第	又は別表第二第二号	第三十一条第二項
一項に規定する業務		
促進法第四十一条第		
掲げる業務及び輸出	掲げる業務	第十二条第一項

貸付けの業務貸付けの業務	到表第二第九号 第七十三条第三号	第	第一項第五号 第一項第五号 選法第四十一条第一 選法第四十一条第一
資 金 の	別表第二第九号	から第十四号までの又は別表第一第一号	一岩し
		下欄に掲げる資金の	での
る業		貸付けの業務	金 の
る業			は輸
る業			一条
			る業

第四十二条 公庫は、公庫法第十一条の規定にかかわらず、認定輸出第四十二条 公庫は、公庫法第十一条の規定にかかわらず、認定輸出事業者(中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林・財務省令で定めるものからの借入れに限る。)が海外・財務省令で定めるものからの借入れに限る。)が海外・財務省令で定めるものからの借入れに限る。)が海外・財務省令で定めるものからの借入れに限る。)が海外・財務省令で定めるものからの借入れに限る。)に係る債務の保証に準ずるものとして農林・財務省令で定めるものからの借入れに限る。)に係る債務の保証に準ずるものを含む。)を行うことができる。

2

前項に規定する債務の保証は、

公庫法の適用については、

公庫法

掲げる業務とみなす。

第十一条第一項第二号の規定による公庫法別表第二第四号の下欄に

第七章

認定農林水産物・食品輸出促進団体

(認定農林水産物・食品輸出促進団体)

第四十三条 物・食品輸出促進団体であって、第六項各号に掲げる要件に適合す 主務大臣は、 主務省令で定めるところにより 農林水産

(新設)

る業務(以下「輸出促進業務」という。)を行う者として認定する ると認められるものを、その申請により、次項及び第三項に規定す

ことができる。

2 体」という。) 前項の認定を受けた者 は、 次に掲げる業務を行うものとする。 (以 下 「認定農林水産物・食品輸出促進団

を促進するために必要な事項に関する調査研究 輸出先国の市場、輸入条件その他の農林水産物又は食品の輸出

先国における需要の開拓 商談会への参加、 広報宣伝その他の農林水産物又は食品の輸出

な情報の提供及び助言 農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者に対する必要

3 ほか、 認定農林水産物・食品輸出促進団体は、前項各号に掲げる業務の 農林水産物又は食品の品質又は包装についての規格その他の農 次に掲げる業務を行うことができる。

林水産物又は食品の輸出を促進するために必要な規格の策定 農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者の同意を得て 当該農林水産物又は食品の生産量等に応じた拠出金を収受し、

当該拠出金を当該農林水産物又は食品の輸出の促進のために必要 な環境の整備に充てる仕組みの構築及び運用

(新設)

23

- 4 なければならない。 主務省令で定めるところにより、 (以下この条において「申請書」という。) を主務大臣に提出し 項の認定を受けようとする農林水産物・食品輸出促進 次に掲げる事項を記載した申請 団体は
- 氏名 農林水産物・食品輸出促進団体の名称及び住所並びに代表者の
- 輸出促進業務の対象となる農林水産物又は食品の種類
- 輸出促進業務の運営体制に関する事項
- 兀 輸出促進業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
- Ŧī. 農林水産物・食品輸出促進団体の構成員に関する事項
- 5 らない。 び第四十五条において「業務規程」という。)を添付しなければな 申請書には、 その申請に係る輸出促進業務に関する規程 (次項及
- 6 請に係る農林水産物・ 適合すると認めるときは、 主務大臣は、 第一項の認定の申請があった場合において、 食品輸出促進団体について次に掲げる要件に 当該認定をするものとする。 当該申
- 申請書及び業務規程の内容が、 基本方針に照らし適切であるこ
- 申請書及び業務規程の内容が、 次に掲げる基準に適合するものであること 法令に違反しないこと。

業務規程の内容が、

- 農林水産物又は食品の輸出の拡大に資するものであること。
- る事業者 に限る。 農林水産物又は食品の生産から販売に至る一連の行程におけ (農林水産物又は食品の輸出のための取組を行うもの との緊密な連携が確保されていること。

新設)	項各号に掲げる事項又は業務規程の変更(主務省令で定める軽微な第四十五条 認定農林水産物・食品輸出促進団体は、第四十三条第四(変更の認定)
	なっている法人の取消しの日から一年を経過しないものがその業務を行う役員と日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でそ日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でそ四 第四十八条の規定による前条第一項の認定の取消しの日前三十四
	取消しの日から一年を経過しない法人 三 第四十八条の規定により前条第一項の認定を取り消され、そのことのなくなった日から一年を経過しないものことのなくなった日から一年を経過しないもの 二 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰金
(新 設)	一 法人でない者を受けることができない。を受けることができない。第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定(欠格条項)
	であること。 であること。 であること。 の 輸出促進業務の対象を特定の地域で生産され、製造され、又に経理的基礎を有するものであること。 に経理的基礎を有するものであること。 に経理的基礎を有するものであること。 であること。

一 第四十三条第六項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。る。る。る。る。一 第四十八条 主務大臣は、認定農林水産物・食品輸出促進団体が次の第四十八条 主務大臣は、認定農林水産物・食品輸出促進団体が次の「認定の取消し」	るべきことを命ずることができる。農林水産物・食品輸出促進団体に対し、その改善に必要な措置をと促進業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該認定第四十七条 主務大臣は、認定農林水産物・食品輸出促進団体の輸出(改善命令)	。 により、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない輸出促進業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところ第四十六条 認定農林水産物・食品輸出促進団体は、その認定に係る (廃止の届出)	(こついて準用する。 について準用する。 について準用する。 について準用する。 について準用する。 について準用する。 について準用する。 について準用する。 について準用する。 について準用する。
(新設)	(新設)	(新設)	

- · 第四十四条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったとき
- 三 不正の手段により第四十三条第一項の認定(第四十五条第一項

の変更の認定を含む。

を受けたことが判明したとき。

- したとき。 四 第五十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を
- 五

 この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(中小企業信用保険法の特例)

第四十九条 権の二分の一以上を中小企業者(中小企業信用保険法(昭和二十五 定する認定農林水産物・ 出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第四十九条に規 条の二第一項中「借入れ」とあるのは、 者とみなして、 中小企業者により拠出されているものに限る。 あってはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の 年法律第二百六十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう のについては、 三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたも 項に規定する輸出促進業務の実施に必要な資金の借入れ」とする 規定を適用する。 以下この条において同じ。 般財団法人(一般社団法人にあってはその社員総会における議決 であって、 認定農林水産物・食品輸出促進団体 その輸出促進業務の実施に必要な資金に係る同法第 同法第三条、 当該認定農林水産物· この場合において 食品輸出促進団体が行う同法第四十三条第 第三条の二及び第四条から第八条まで が有しているもの、 食品輸出促進団体を中小企業 同法第三条第 「農林水産物及び食品の輸)であるものに限る 般社団法人又は 般財団法人に 項及び第三 以上が

(食品等流通法の特例)

第五十条 促進機構は、食品等流通法第十七条各号に掲げる業務のほ ()

↑ 認定農林水産物・食品輸出促進団体(食品等を対象として輸出か、次に掲げる業務を行うことができる。

- 進業務に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。 促進業務を行うものに限る。次号において同じ。)が行う輸出促

三前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十九条第一項 第十八条第一項 前条第 業務 第十七条第一号に掲 号に掲げる 第十七条第一号に掲 進に関する法律 前条第一 掲げる業務 和元年法律第五十七 及び食品の輸出の促 十条第一項第 法」という。 業務及び農林水産物 以下 号に掲げる 「輸出促進 一号に 第五

第五十二条(独立行	第五十一条 に応じて に応じて またして に応じて	第 第 第 第 第 第 第 二 十 号 十 三 十
政	~	第二十二条第二号 第二十二条第一項 第二十二条第一項 第二十二条第一項 第三十二条第一項
行政安	の他の必要な 第四十三条 だよる協力)	別
十二条 独立行政法人日本貿易振興機構は、独立行政法人日本貿易振興機構の援助)	家の派遣その他の必要な協力を行うことができる。に応じて、第四十三条第三項第一号に掲げる業務の五十一条(センターは、認定農林水産物・食品輸品(センターによる協力)	第二十四条 第二十三条第一項 第二十三条第一項 第二十三条第一項
は、認定農林水産物・食	の他の必要な協力を行うことができる。第四十三条第三項第一号に掲げる業務の実施に関し専門センターは、認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼による協力)	第一号に掲げる業務及び輸出促進法第五十条第一項名 第二項の規定により 第二項の規定により 第二項の規定により 第二項の規定により 第二項の規定により 第二十三条第一項 各
(新設)	(新 設)	

(削る。 (削る。 その他の援助を行うよう努めなければならない 品輸出促進団体の依頼に応じて (輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等) 第八章 雑則 輸出促進業務の実施に必要な助言 第三十七条 第三十六条 事業計画 事業とそれぞれみなして、 業者と、 適用する。 規定する認定高度化計画とそれぞれみなして 含まれる場合には、 条第二項に規定する認定計画と、 理化及び取引の適正化に関する法律第六条第一項に規定する認定事 げる措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品等の流通の合 化に関する臨時措置法第六条第 に第四節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。 に限る。 おいて「認定輸出事業」という。 (食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例) (輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等) (食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の特例) 第七章)を同法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化 認定輸出事業計画(当該措置に関する部分に限る。 (当該措置に関する部分に限る。 認定輸出事業に第三十四条第三項第二号に掲げる措置が 認定輸出事業計画に従って実施される輸出事業 雑則 認定輸出事業者を食品の製造過程の管理の高度 同法第二章第三節第一款及び第二款並び 項の認定を受けた者と、 輸出事業 に第三十四条第三項第一号に掲 (当該措置に関する部分 を同法第七条第二項に 同法第十条の規定を)を適用する。 認定輸出 (次条に を同

第五十三条 できる。 務所、 件を調査させ、 書類その他の物件の提出を求め、 定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、 発行を受けた者又は第十七条第一項から第三項までの規定により認 おいて、)に立ち入り、 事業所その他の事業を行う場所 第十五条第一項から第三項までの規定により輸出証明書の 主務大臣は、 若しくは従業者その他の関係者に質問させることが 事業所等の状況若しくは帳簿、 第五章第一 又はその職員に、これらの者の事 節の規定の施行に必要な限度に (以 下 「事業所等」と総称す 書類その他の物

2~6 (略)

(登録発行機関等に対する報告の徴収等)

帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係所等に立ち入り、発行若しくは認定等に関する業務の状況若しくは類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者とその業第五十四条 主務大臣は、第五章の規定の施行に必要な限度において

2 (略)

者に質問させることができる。

(センターによる立入検査等)

又は

これらの者

とその業務に関して関係のある事業者の事業所等に

と認めるときは、センターに、

登録発行機関若しくは

登録認定機関第五十五条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要がある

第三 できる。 件を調査させ、 務所、 る。)に立ち入り、 書類その他の物件の提出を求め、 定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、 発行を受けた者又は第十七条第一項から第三項までの規定により認 おいて、第十五条第一項若しくは第二項の規定により輸出証明書の 一十八条 事業所その他の事業を行う場所 主務大臣は、 若しくは従業者その他の関係者に質問させることが 事業所等の状況若しくは帳簿、 第五章第一 又はその職員に、これらの者の事 節の規定の施行に必要な限度に (以 下 「事業所等」と総称す 書類その他の物

2~6 (略)

į

録認定機関に対する報告の徴収等)

第三十九条 主務大臣は、第五章の規定の施行に必要な限度において第三十九条 主務大臣は、第五章の規定の施行に必要な限度において

2 (略)

(センターによる立入検査等)

その業務に関して関係のある事業者の事業所等に立ち入り、認定等認めるときは、センターに、登録認定機関又はその登録認定機関と第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると

せることができる。 書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問さ 立ち入り、 発行若しくは認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、

2 • (略)

4 検査及び質問について準用する。 第五十三条第三項及び第四項の規定は、 第一項の規定による立入

又は従業者その他の関係者に質問させることができる。 に関する業務の状況若しくは帳簿、

書類その他の物件を検査させ、

第五十六条 (略)

認定輸出事業者等に対する報告の徴収

第五十七条 (略)

2 進業務の実施状況について報告を求めることができる。 主務大臣は、 認定農林水産物・ 食品輸出 促進団体に対し 輸出促

第五十八条・第五十九条 (略)

(事務の区分)

第六十条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされ 務とする。 法律第六十七号) ている事務のうち、 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事 次に掲げるものは、 地方自治法 (昭和二十二年

含む。 超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に されて 第三十七条第七項(第三十八条第三項において準用する場合を いる事務 の規定により都道府県又は指定市町村が処理することと 同 の事業の目的に供するため四 クター ルを

> 2 • (略

4 検査及び質問について準用する。 第三十八条第三項及び第四項の規定は、 第一項の規定による立入

第四十 一条 (略

(認定輸出事業者に対する報告の徴収)

第四十二条 (略)

(新設)

第四十三条・第四十四条 (略)

(事務の区分)

第四十五条 ととされている事務は、地方自治法 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 第三十八条第二項の規定により都道府県等が処理するこ (昭和二十二年法律第六十七号

得する行為に係る輸出事業計画に係るものに限る。 採草放牧地について農地法第三条第 供するため 兀 クター ルを超える農地若しくはその農地と併 「項本文に規定する権利を取 せて

れている事務 第五十三条第二 一項の規定により都道府県等が処理することとさ

(新設)

第六十一条 略

第九章 罰則

第四十六条

第六十二条 第三十条第二項 (第三十六条において読み替えて準用す その違反行為をした登録認定機関

である場合にあっては、その代表者)又はその代理人、使用人その (これらの者が法人

る場合を含む。 の規定による命令に違反した場合には、その違反

他の従業者は、 行為をした登録発行機関若しくは登録認定機関 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

業者は、

場合にあっては、その代表者)又はその代理人、

一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(略)

第八章 罰則

第四十七条 第三十条第二項の規定による命令に違反した場合には、

第六十三条 漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、 は五十万円以下の罰金に処する。 合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を 第三十二条(第三十六条におい て読み替えて準用する場 一年以下の懲役又

第四十八条 の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、 第三十二条の規定に違反して、 その職務に関して知り得 年以下

第六十四条 同項若しくは第五十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若 をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は しくは忌避し、 第五十四条第一 若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせ 項の規定による報告若しくは物件の提出

第四十九条 くは忌避し、 同項若しくは第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、 をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、 第三十九条第一 若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず 項の規定による報告若しくは物件の提出 又は

使用人その他の従

(当該登録認定機関が法人である

五十万円以下の罰金に処する。ず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その違反行為をした者は、

、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。らの者が法人である場合にあっては、その代表者)又はその代理人は、その違反行為をした登録発行機関若しくは登録認定機関(これ第六十五条)次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合において

一 (略)

部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。| 合を含む。) の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一二 第二十六条第一項 (第三十六条において読み替えて準用する場

以下の罰金に処する。
又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円第六十六条 第五十七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

従業者は、五十万円以下の罰金に処する。
る場合にあっては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の、その違反行為をした登録認定機関(当該登録認定機関が法人であ第五十条)次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては

(略)

くは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき一 第二十六条第一項の規定による届出をしないで業務の全部若し

又は帳簿を保存しなかったとき。 第三十一条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし

る。
したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処す第五十一条 第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を

第五十二条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定第五十二条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、したときは、行為者を罰するほか、その法人又は前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の他の従業者が、めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しく第五十二条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定

出を

改正案	現
目次	目次
第一章 総則(第一条・第二条)	第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 日本農林規格の制定(第三条—第九条)	第二章 日本農林規格の制定(第三条—第九条)
第三章 日本農林規格による格付等	第三章 日本農林規格による格付等
第一節 格付(第十条—第十二条の二)	第一節 格付(第十条—第十二条)
第二節 適合の表示(第十三条)	第二節 適合の表示(第十三条)
第三節 登録認証機関(第十四条—第二十九条)	第三節 登録認証機関(第十四条—第二十九条)
第四節 外国における格付(第三十条—第三十二条)	第四節 外国における格付(第三十条—第三十二条)
第五節 外国における適合の表示 (第三十三条)	第五節 外国における適合の表示 (第三十三条)
第六節 登録外国認証機関(第三十四条—第三十六条)	第六節 登録外国認証機関(第三十四条—第三十六条)
第七節 格付の表示等の保護(第三十七条—第四十一条の二)	第七節 格付の表示等の保護 (第三十七条—第四十一条)
第四章 日本農林規格による試験等	第四章 日本農林規格による試験等
第一節 試験等(第四十二条—第五十二条)	第一節 試験等(第四十二条—第五十二条)
第二節 外国における試験等(第五十三条—第五十六条)	第二節 外国における試験等(第五十三条—第五十六条)
第三節 登録標章の保護(第五十七条・第五十八条)	第三節 登録標章の保護(第五十七条・第五十八条)
第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化(第五十九	第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化(第五十九
条—第六十四条)	条—第六十四条)
第六章 雑則(第六十五条—第七十七条)	第六章 雜則(第六十五条—第七十五条)
第七章 罰則(第七十八条—第八十五条)	第七章 罰則(第七十六条—第八十三条)
附則	附則

第 び高度化並びに農林物資に関する国内外における取引の円滑化及び 農林物資の品質の改善並びに生産、 制定し、 及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与す 品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、 ることを目的とする。 般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、 この法律は、 適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料 農林水産分野において適正かつ合理的な規格を 販売その他の取扱いの合理化及 もって農林水産業 第

第二条 この法律において「農林物資」とは、 に関する法律 医薬部外品、 ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 (昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品 化粧品及び再生医療等製品を除く。 次に掲げる物資をいう

(略)

2

表示 「日本農林規格」 この法律において 第 (名称及び原産地の表示を含む。 号ロに掲げる事項)についての基準及び当該事項に関する とは、 「規格」とは、次に掲げる事項 次条の規定により制定された規格をいう。 以下同じ。)の基準をいい、 (酒類にあって

イ

農林物資の次に掲げる事項

口 は環境への負荷をできる限り低減し て生産された農産物として政令で定める要件を満たすもの又 生産行程 (酒類にあっては 環境へ 及び家畜にできる限り苦 の負荷をできる限り低減

制定し、 -条 する。 業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的 理的な選択の機会の拡大を図り、 び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合 農林物資の品質の改善並びに生産、 品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、 この法律は、 適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料 農林水産分野において適正かつ合理的な規格を もって農林水産業及びその関連産 販売その他の取扱いの合理化及

(定義)

第二条 この法律において「農林物資」とは、 する医薬品、 性の確保等に関する法律 ただし、酒類並びに医薬品、医療機器等の品質、 医薬部外品、 (昭和三十五年法律第百四十五号) 化粧品及び再生医療等製品を除く。 次に掲げる物資をいう 有効性及び安全 に規定

(略)

2 ľ 定された規格をいう。 及び当該事項に関する表示(名称及び原産地の表示を含む。 この法律において「規格」とは、)の基準をいい、 「日本農林規格」とは、 次に掲げる事項についての基準 次条の規定により制 以下同

農林物資の次に掲げる事項

イ

口 生産行程

工したものに係るものに限る。)
る要件を満たすものを専ら原料又は材料として製造し、又は加痛を与えない方法によって生産された畜産物として政令で定め

ハ (略)

二·三 (略)

四 前三号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

- 型の格付の制度により格付をしたことを示す表示を付することを の制度と当該外国の格付の制度とが同等の水準にあること及び当該 日本農林規格による格付が行われた農林物資について事業者が当該 外国の格付の制度とが同等の水準にあること及び当該 外国の格付の制度とが同等の水準にあること及び当該

(日本農林規格の制定)

定して、これらについての規格を制定する。
、試験等の方法若しくは前条第二項第四号に掲げる事項の区分を指ると認めるときは、農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法第三条 主務大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があ

2 (略)

3 主務大臣は、飲食料品(酒類を除く。) 又は第五十九条第一項の

ハ (略)

一·三 (略)

臣の登録を受けた者をいう。」とは、第三十六条において準用する同項の規定により農林水産大により農林水産大臣の登録を受けた者をいい、「登録外国認証機関」とは、第十六条第一項の規定

(新設)

(日本農林規格の制定)

を指定して、これらについての規格を制定する。
方法、試験等の方法若しくは前条第二項第四号に掲げる事項の区分があると認めるときは、農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の第三条 農林水産大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要

2 (略)

3

農林水産大臣は、飲食料品又は第五十九条第一項の政令で指定す

でない。

「ない。

「ない。

「ない。

「ない。

「ない。

「ない。

「ない。

「ない。

「ない。

「ないでは関する表示の基準を定めるときは、この限りでまする食品表示基準において定められた事項及び第五十九条第一項だし、食品表示基準において定められた事項及び第五十九条第一項でする食品表示基準において定められた事項及び第五十九条第一項では、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第六項に規定するときは、その品質に関する表示の基準を定めないものとする。ため合うで指定する農林物資について第一項の規定により規格を制定すでない。

「審議会」という。)の議決を経なければならない。十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下、あらかじめ審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二4 主務大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは

出ることができる。
、原案を添えて、日本農林規格を制定すべきことを主務大臣に申し第四条(都道府県又は利害関係人は、主務省令で定めるところにより

理由を付してその旨を当該申出人に通知しなければならない。議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、その申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を制定2 主務大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに、

かじめ審議会の意見を聴かなければならない。 主務大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あら

の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格第六条 主務大臣は、第三条(前条において準用する場合を含む。)

て品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項につい示基準において定められた事項及び第五十九条第一項の規定により示基準において定められた事項及び第五十九条第一項の規定によりの品質に関する表示の基準を定めないものとする。ただし、食品表る農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、そ

以下「審議会」という。)の議決を経なければならない。百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(きは、あらかじめ審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第農林水産大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとすると

4

臣に申し出ることができる。 より、原案を添えて、日本農林規格を制定すべきことを農林水産大第四条 都道府県又は利害関係人は、農林水産省令で定めるところに

は、理由を付してその旨を当該申出人に通知しなければならない。を審議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときに、その申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を2 農林水産大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、速やか

あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。 3 農林水産大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、

。)の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林第六条 農林水産大臣は、第三条(前条において準用する場合を含む

くは廃止しなければならない。かに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しから少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、速やがなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日

(公聴会)

を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。 定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格について、公聴会第九条 主務大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制 第

- ならない。 主務大臣は、前項の請求があったときは、公聴会を開かなければ
- 審議に付さなければならない。農林規格の改正を必要と認めるときは、その改正について審議会の基本規格の改正を必要と認めるときは、その改正について審議会の4 主務大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、日本

第三章 日本農林規格による格付等

第一節 格付

若しくは廃止しなければならない。 速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正

(公聴会)

を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格について、公第九条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格

聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。

- ればならない。
 3 農林水産大臣は、前項の請求があったときは、公聴会を開かなけ
- 会の審議に付さなければならない。 日本農林規格の改正を必要と認めるときは、その改正について審議4 農林水産大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、
- |水産省令で定める。| | 水産省令で定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、農業

日本農林規格による格付等

第三章

第一節 格付

村 作

第十条 ることができる。 める方式による特別な表示 は送り状に日本農林規格により格付をしたことを示す主務省令で定 物資について日本農林規格 め登録認証機関の認証を受けて、 ついての基準を内容とするものに限る。第三十条第一項において同)による格付を行い、当該農林物資又はその包装、 国内において農林物資の生産、 (以下「取扱業者」という。) は、 ほ場、 工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじ (以 下 (第二条第二項第一号イに掲げる事項に その取り扱う当該認証に係る農林 「格付の表示」という。)を付す 販売その他の取扱いを業とす 主務省令で定めるところに 容器若しく

- 2 内容とするものに限る。 程を管理し、 種類ごとに、 務省令で定めるもの 本農林規格 省令で定めるところにより、 において農林物資の生産行程を管理し、 表示を付することができる。 国内において農林物資を生産することを業とする者その他の 当該農林物資又はその包装、 (第二条第二項第一号ロに掲げる事項についての基準を あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その生産行 又は把握している当該認証に係る農林物資について日 。 以 下 第三十条第一 「生産行程管理者」という。)は、 ほ場、 工場又は事業所及び農林物資の 一項において同じ。)による格 又は把握するものとして主 容器若しくは送り状に格付 国内 主務
- 務省令で定めるもの(以下「流通行程管理者」という。)は、主務において農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして主国内において農林物資を販売することを業とする者その他の国内

3

(格付)

第十条 国内において農林物資の生産、 項についての基準を内容とするものに限る。 農林物資について日本農林規格 ろにより、 る者 省令で定める方式による特別な表示 かじめ登録認証機関の認証を受けて、 しくは送り状に日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産 て同じ。)による格付を行い、当該農林物資又はその包装、 を付することができる。 (以下「取扱業者」という。) は、 ほ場、 工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、 (第二条第二項第一号イに掲げる事 (以 下 その取り扱う当該認証に係る 販売その他 農林水産省令で定めるとこ 「格付の表示」という。 第三十条第一項におい の取扱いを業とす 容器若 あら

- の生産行程を管理し、 林 において農林物資の生産行程を管理し、 状に格付の表示を付することができる の基準を内容とするものに限る。 ついて日本農林規格 林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、そ 農林水産省令で定めるところにより、 による格付を行い、 水産省令で定めるもの 国内において農林物資を生産することを業とする者その他 当該農林物資又はその包装、 (第二条第二項第一号ロに掲げる事項につい 又は把握している当該認証に係る農林物資に (以 下 「生産行程管理者」という。 第三十条第二 ほ場、 又は把握するものとして農 工場又は事業所及び農 一項において同じ。 容器若しくは送り)は、 0 玉
- 林水産省令で定めるもの(以下「流通行程管理者」という。)は、において農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして農3 国内において農林物資を販売することを業とする者その他の国内

2

ることができる。 該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付す が農工条第三項第一号ハに掲げる事項についての基準を内容とするも 以は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格(ならかじめ登録認証機関の認証を受けて、その流通行程を管理し、 省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、

- 各号に定める検査により行うものとする。 4 前三項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該 4
- | 第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準 主務省令

で定めるところにより行う当該農林物資についての検査

Eで定めるところにより行う当該農林物資の生産行程についての検で定めるところにより行う当該農林物資の生産行程についての基準 主務省令 第二条第二項第一号ロに掲げる事項についての基準 主務省令

査 で定めるところにより行う当該農林物資の流通行程についての検ニ 第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準 主務省令

5 (略)

し、又は譲渡しのために陳列してはならない。 定による格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託を状に格付の表示が付された農林物資は、第一項から第三項までの規 が 前項の規定により当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り

7・8 (略)

9 第一項から第三項までの認証の技術的基準は、主務省令で定める

示を付することができる。 一家を付することができる。 一家を付することができる。 一家により、農林物資の流通行程及び種類 一家を付することができる。 一家により、農林物資の流通行程及び種類 一家を付することができる。 一家により、農林物資の流通行程及び種類 一家を付することができる。

各号に定める検査により行うものとする。前三項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該

省令で定めるところにより行う当該農林物資についての検査第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準 農林水産

の検査 省令で定めるところにより行う当該農林物資の生産行程について 第二条第二項第一号ロに掲げる事項についての基準 農林水産

の検査
「省令で定めるところにより行う当該農林物資の流通行程について三)第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準(農林水産

5 (略)

又は譲渡しのために陳列してはならない。 よる格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、格付の表示が付された農林物資は、第一項から第三項までの規定に6 前項の規定により当該物資又はその包装、容器若しくは送り状に

7・8 (略)

める。

9 第一項から第三項までの認証の技術的基準は、農林水産省令で定

(小分け業者による格付の表示)

第十一条 いて、 送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む の表示の付してある当該認証に係る農林物資(その包装、容器又は 物資の種類ごとに、 分けして自ら販売することを業とする者を含む。 に小分け前に当該農林物資又はその包装、 という。)は、 第十二条の二第一項及び第三十一条第一項において同じ。)につ れていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。 小分け後の当該農林物資又はその包装、 国内において農林物資を小分けすることを業とする者 主務省令で定めるところにより、 あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、格付 容器若しくは送り状に付 容器若しくは送り状 以下「小分け業者 事業所及び農林 介

2 (略)

輸入業者による格付の表示)

まる。 という。)は、主務省令で定めるところにより、事業所及び農林物資 という。)は、主務省令で定めるところにより、事業所及び農林物資 という。)は、主務省令で定めるところにより、事業所及び農林物 第十二条 農林物資を輸入することを業とする者(以下「輸入業者」 きる。

いる国として主務省令で定めるものに限る。)の政府機関その他こる格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有して2 前項の証明書は、外国(当該農林物資について日本農林規格によ

(小分け業者による格付の表示)

第十一条 示と同一 含む。 農林物資の種類ごとに、 林物資又はその包装、 該農林物資又はその包装、 又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を 格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資(その包装、 分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者 という。)は、 第三十一条第一項において同じ。)について、小分け後の当 一の格付の表示を付することができる。 国内において農林物資を小分けすることを業とする者 農林水産省令で定めるところにより、 容器若しくは送り状に付されていた格付の表 あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、 容器若しくは送り状に小分け前に当該農 事業所及び 容器 介

2 (略

(輸入業者による格付の表示)

第十二条 農林物資を輸入することを業とする者(以下「輸入業者」によいできる。

いる国として農林水産省令で定めるものに限る。)の政府機関そのる格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有して、前項の証明書は、外国(当該農林物資について日本農林規格によ

を公示しなければならない。 外国の政府機関に準ずるものの名称その他の主務省令で定める事項外国の政府機関に準ずるものの名称その他の主務省令で定める事項3 主務大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく当該指定に係る

4 (略)

Ĥ

(外国格付の表示)

理者又は流通行程管理者は、主務省令で定めるところにより、事業第十二条の二 農林物資の輸出をしようとする取扱業者、生産行程管 (新設)

けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資について、所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受

主務省令で定めるもの(以下「外国格付の表示」という。)を付すのある外国の格付の制度により格付をしたことを示す表示であって当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に、同等性の承認

ることができる。

2 当該認証に係る農林物資又はその包装 要があるときは、 ら第三項までの認証を受けて自ら格付の表示を付する場合であって 者 格付の表示を付しておくことができる。 しくはその包装 当該格付の表示に係る外国格付の表示を能率的に行うため特に必 前項の認証を受けた取扱業者、 (以 下 「認証外国格付表示業者」という。 これらの規定により格付を行い、 容器若しくは送り状に格付の表示を付する前に、 生産行程管理者又は流通行程管理 容器若しくは送り状に外国 は、 又は農林物資若 第十条第 一項か

3 前項の規定により当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り

行されたものに限る。他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発

める事項を公示しなければならない。 係る外国の政府機関に準ずるものの名称その他の農林水産省令で定3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく当該指定に

4 (略

、又は譲渡しの委託をしてはならない。器若しくは送り状に格付の表示が付された後でなければ、譲り渡し頃までの規定により格付が行われ、当該農林物資又はその包装、容以に外国格付の表示が付された農林物資は、第十条第一項から第三

4 第二項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付した認証外国格付表示業者は、当該農林物資とない。 「とが明らかとなったときはの規定による格付の表示が付されないことが明らかとなったときはの規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状

5 第十条第九項の規定は、第一項の認証について準用する。

第二節 適合の表示

(対することができる。 対することができる。 付することができる。 付することができる。 付することができる。 付することができる。 付することができる。 (以下「広告等」という。)に、その農林物資の取扱い等の方法が日本農林規格(第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。)に適合することを示す主務省令で定めるもの(以下「広告等」という。)に、その農林物資の取扱い等の基準を内容とするものに限る。)に適合の表示」という。)を が定める方式による特別な表示(以下「適合の表示」という。)を で定める方式による特別な表示(以下「適合の表示」という。)を で定める方式による特別な表示(以下「適合の表示」という。)を がで定めるところにより、農林物資の は対することができる。

(略)

2

(登録認証機関の登録)

第二節 適合の表示

第十三条 取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物質の取扱い等。)を付することができる。 いう。)を付することができる。 いう。)を付することができる。 という。)を付することができる。 という。)を付することができる。 という。)を付することができる。 という。)を付することができる。

2 (略)

(登録認証機関の登録

第十四条 いう。 単に「認証」という。 で定めるところにより、 して政令で定める額の手数料を納付して、 条第一 なければならない 項から第三項まで、第十一条第一項、 二第)を受けようとする者 項、 項又は第三十三条第一 第六十六条第 登録認証機関の登録 前条第一項、第三十条第一項から第三項まで、 を行おうとする者に限る。) 項及び第七十五条第一 主務省令で定める区分ごとに、 (国内にある事業所において第十条第 (以下この節において単に 項の認証 第十二条第一項、 (以下この節、 主務大臣に登録の申請を 項ただし書におい は、 実費を勘案 第六十五条 「登録」と 第十二条 主務省令 第三十

2 略

、登録の基準

第十六条 場合において、 全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この (第二号において「登録申請者」という。 主務大臣は、 登録に関して必要な手続は、 第十四条第一項の規定により登録を申請した)が次に掲げる要件の 主務省令で定める。

方法の区分ごとに主務大臣が定めるものに適合するものであるこ .関する基準であって農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関

林物資の取扱業者、 登録申請者が、 外国取扱業者 被認証事業者 (外国において農林物資の生産、 生産行程管理者、 (当該登録申請者の申請に係る農 流通行程管理者、 販売その他の 小分け業

> 第十四条 項、 いう。 農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。 区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して 三条第一項の認証 は、 項から第三項まで、第十一条第一項、 一項において単に 第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十)を受けようとする者 農林水産省令で定めるところにより、 登録認証機関の登録 (以下この節、 「認証」という。)を行おうとする者に限る。 (国内にある事業所において第十条第 (以下この節において単に 第六十五条第一項及び第六十六条 第十二条第一項、 農林水産省令で定める 「登録」と 前条第

2

略

、登録の基準

第十六条 める。 この場合において、登録に関して必要な手続は、 件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。 した者 (第二号において「登録申請者」という。 農林水産大臣は、 第十四条第一項の規定により登録を申 農林水産省令で定 が次に掲げる要

ること。 方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合するものであ に関する基準であって農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関

者、 林物資の取扱業者、 登録申請者が、 外国取扱業者 被認証事業者 (外国において農林物資の生産、 生産行程管理者、 (当該登録申請者の申請に係る農 流通行程管理者、 販売その他 小分け業

理者 れかに該当するものでないこと。 業者をいう。 として主務省令で定めるものをいう。 国において農林物資の生産行程を管理し、 取扱いを業とする者をいう。 い等の方法により農林物資を取り扱う取扱業者若しくは外国取扱 小分け業者(外国において農林物資を小分けすることを業とする て主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)、外国流通行程管 (外国において農林物資を生産することを業とする者その他の外 外国において農林物資の流通行程を管理し、 以下同じ。)又は当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱 (小分けして自ら販売することを業とする者を含む。) をいう (外国において農林物資を販売することを業とする者その他 以下同じ。) に支配されているものとして次のい 以下同じ。 以下同じ。)若しくは外国)、外国生産行程管理 又は把握するものとし 又は把握するもの ず 者

イ〜ハ (略)

2

(略)

3 項を公示しなければならない。 主務大臣は、 登録をしたときは、 遅滞なく、 前項各号に掲げる事

(登録の更新)

第十七条

(略)

5 2 \ \ 4 録が効力を失ったときは、 の日の六月前までに行われなかったとき、又は同項の規定により登 主務大臣は、 (略) 第一 項の登録の更新の申請が登録の 遅滞なく、 その旨を公示しなければなら

ない。

取扱いを業とする者をいう。 外国取扱業者をいう。 資の取扱い等の方法により農林物資を取り扱う取扱業者若しくは 業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。 ものとして農林水産省令で定めるものをいう。 国において農林物資の生産行程を管理し、 次のいずれかに該当するものでないこと。 くは外国小分け業者(外国において農林物資を小分けすることを の他の外国において農林物資の流通行程を管理し、 程管理者(外国において農林物資を販売することを業とする者そ て農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)、外国流通行 (外国において農林物資を生産することを業とする者その他の外 をいう。以下同じ。 以下同じ。)又は当該登録申請者の申請に係る農林物 以下同じ。)に支配されているものとして 又は把握するものとし 外国生産行程管理者 以下同じ。)若し 又は把握する

イ~ハ 略

2 (略)

3 る事項を公示しなければならない。 農林水産大臣は、 登録をしたときは、 遅滞なく、 前項各号に掲げ

(登録の更新)

2 \ \ 4 (略) 第十七条

(略)

有効期間の満了 5 り登録が効力を失ったときは、 満了の日の六月前までに行われなかったとき、 ならない。 農林水産大臣は、 第一 項の登録の更新の申請が登録の 遅滞なく、 その旨を公示しなければ 又は同項の規定によ 有効期間

(承継)

第十八条 (略)

ればならない。
、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なけ2 前項の規定により登録認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく

(認証に関する業務の実施)

第十九条 (略)

- 主務大臣に報告しなければならない。
 認証事業者の氏名又は名称、住所その他の主務省令で定める事項を3 登録認証機関は、主務省令で定めるところにより、認証をした被 9
- 場合を除き、当該依頼に応じ、当該情報を提供しなければならないる業務を円滑に行うために他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由があるの登録認証機関は、その保有する情報(登録認証機関が認証に関す

(事業所の変更の届出)

を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに第二十条 登録認証機関は、認証に関する業務を行う事業所の所在地

(承継)

第十八条 (略)

、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出2 前項の規定により登録認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく

(認証に関する業務の実施)

なければならない。

第十九条 (略)

- わなければならない。 合する方法により認証、その取消しその他の認証に関する業務を行2 登録認証機関は、公正に、かつ、農林水産省令で定める基準に適
- る事項を農林水産大臣に報告しなければならない。 た被認証事業者の氏名又は名称、住所その他の農林水産省令で定める 登録認証機関は、農林水産省令で定めるところにより、認証をし

(新設)

(事業所の変更の届出)

を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに第二十条 登録認証機関は、認証に関する業務を行う事業所の所在地

、主務大臣に届け出なければならない。

示しなければならない。
2 主務大臣は、前項の届出があったときは、遅滞なく、その旨を公

(業務規程)

の他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。 2 業務規程には、認証の実施方法、認証に関する料金の算定方法そ

(業務の休廃止)

務大臣に届け出なければならない。り、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を主止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところによ第二十二条 登録認証機関は、認証に関する業務の全部又は一部を休 第二十二条 登録認証機関は、認証に関する業務の全部又は一部を休 第

示しなければならない。
2 主務大臣は、前項の届出があったときは、遅滞なく、その旨を公

(財務諸表等の備付け及び閲覧等

第二十三条 (略)

号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二2 被認証事業者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内

、農林水産大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

とするときも、同様とする。
前に、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようにおいて「業務規程」という。)を定め、認証に関する業務の開始第二十一条 登録認証機関は、認証に関する業務に関する規程(次項

の他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。業務規程には、認証の実施方法、認証に関する料金の算定方法そ

2

(業務の休廃止)

を農林水産大臣に届け出なければならない。
により、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところ第二十二条 登録認証機関は、認証に関する業務の全部又は一部を休

を公示しなければならない。 といったときは、遅滞なく、その旨 といったときは、遅滞なく、その旨

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十三条 (略)

号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二2 被認証事業者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内

わなければならない。

一・二 (略)

したものの閲覧又は謄写の請求 電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示二 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該

求又は当該事項を記載した書面の交付の請求あって主務省令で定めるものをいう。)により提供することの請理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法 (電子情報処

(適合命令)

ことができる。
、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずるれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録認証機関に対し第二十四条 主務大臣は、登録認証機関が第十六条第一項各号のいず

(改善命令)

を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必いると認めるときは、当該登録認証機関に対し、認証に関する業務第二十五条(主務大臣は、登録認証機関が第十九条の規定に違反して

要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。第二十六条 主務大臣は、登録認証機関が第十五条各号のいずれかに

わなければならない。

一・二 (略)

表示したものの閲覧又は謄写の請求電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により一 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該

の請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求あって農林水産省令で定めるものをいう。)により提供すること理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で一前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処

兀

適合命令)

ずることができる。
対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命いずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録認証機関に第二十四条 農林水産大臣は、登録認証機関が第十六条第一項各号の

(改善命令)

し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。業務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関していると認めるときは、当該登録認証機関に対し、認証に関する第二十五条 農林水産大臣は、登録認証機関が第十九条の規定に違反

(登録の取消し等)

かに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならな第二十六条 農林水産大臣は、登録認証機関が第十五条各号のいずれ

る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。は、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認証に関す2 主務大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するとき

一~四 (略)

5 (略)

は、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 6 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたとき

(帳簿の記載)

これを保存しなければならない。を備え、認証に関する業務に関し主務省令で定める事項を記載し、第二十七条 登録認証機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿

(格付)

第三十条 外国取扱業者は、主務省令で定めるところにより、外国に

V

関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。ときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認証に2農林水産大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当する

〜四 (略)

- 消すことができる。 継続してその認証に関する業務を停止したときは、その登録を取り もなおその登録に係る認証に関する業務を開始せず、又は一年以上 、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過して 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認証機関が
- の期日及び場所を公示しなければならない。
 律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞するときは、その期日の一週間前までに、行政手続法(平成五年法4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分に係る聴聞をしようと

5 (略)

ときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。6 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をした

(帳簿の記載)

記載し、これを保存しなければならない。帳簿を備え、認証に関する業務に関し農林水産省令で定める事項を第二十七条 登録認証機関は、農林水産省令で定めるところにより、

(格付)

第三十条 外国取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、外

することができる。 一当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その取り扱うあるほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ

- 大は送り状に格付の表示を付することができる。
 大は送り状に格付の表示を付することができる。
 大は地握している当該認証に係る農林物資について日本を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資にとに、あらかじめあるほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめるは送り状に格付の表示を付することができる。
- 3 外国流通行程管理者は、主務省令で定めるところにより、農林物 3 外国流通行程度ができる。

4·5 (略)

(外国小分け業者による格付の表示)

の包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はその包当該認証に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はそ関又は登録外国認証機関の認証を受けて、格付の表示の付してある国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機第三十一条 外国小分け業者は、主務省令で定めるところにより、外

を付することができる。い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示扱う当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行じめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その取り国にあるほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらか

- 若しくは送り状に格付の表示を付することができる。日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資についてじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その生産国にあるほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらか国生産行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、外外国生産行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、外
- 表示を付することができる。
 本物資の流通行程を理者は、農林水産省令で定めるところにより、農
 表示を付することができる。
 外国認証機関の認証を受けて、その流通行程を管理し、又は把握
 な行い、当該農林物資とに、あらかじめ登録認証機関又は登
 表示を付することができる。

4·5 (略)

(外国小分け業者による格付の表示)

はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はそある当該認証に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又正機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、格付の表示の付して、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認第三十一条 外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところにより

表示を付することができる 容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の

2

略

(認証品質外国取扱業者等の公示)

第三十二条 当該報告に係る認証品質外国取扱業者、 認証外国流通行程管理者又は前条第一項の認証を受けた外国小分け する場合を含む。)の規定により報告を受けたときは、遅滞なく 所その他の主務省令で定める事項を公示しなければならない。 (以下「認証外国小分け業者」という。) の氏名又は名称、 主務大臣は、第十九条第三項 認証外国生産行程管理者、 (第三十六条において準用 住

物資の取扱い等の方法の区分ごとに、 登録外国認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関す 外国取扱業者は、 主務省令で定めるところにより、 あらかじめ登録認証機関又は

2 (略)

る広告等に適合の表示を付することができる。

、登録外国認証機関の登録

第三十四条 認証 者に限る。 三十条第一項から第三項まで、 という。)を受けようとする者 (以下この節において単に「認証」という。) を行おうとする 登録外国認証機関の登録 は、 主務省令で定めるところにより、 第三十一条第一項又は前条第一項の (外国にある事業所において第 (以下この節において単に「登 主務省令で定め

> の包装、 付の表示を付することができる 容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同 一の格

2

略

(認証品質外国取扱業者等の公示

第三十二条 分け業者(以下「認証外国小分け業者」という。)の氏名又は名称 準用する場合を含む。)の規定により報告を受けたときは、 住所その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならな 当該報告に係る認証品質外国取扱業者、 認証外国流通行程管理者又は前条第一項の認証を受けた外国小 農林水産大臣は、第十九条第三項(第三十六条におい 認証外国生産行程管理 遅滞な

第三十三条 関する広告等に適合の表示を付することができる。 農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、 又は登録外国認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に 外国取扱業者は、 農林水産省令で定めるところにより、 あらかじめ登録認証機関

2 (略)

登録外国認証機関の登録

第三十四条 者に限る。 認証(以下この節において単に 三十条第一項から第三項まで、 録」という。 登録外国認証機関の登録)を受けようとする者 は、 農林水産省令で定めるところにより、 第三十一条第一項又は前条第一項の 「認証」という。)を行おうとする (以下この節において単に (外国にある事業所において第 農林水産省

、主務大臣に登録の申請をしなければならない。る区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して

(登録の取消し等)

り消さなければならない。 第十五条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取第三十五条 主務大臣は、登録外国認証機関が次条において準用する は

関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。ときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認証に2 主務大臣は、登録外国認証機関が次の各号のいずれかに該当する

2

一~四 (略)

提出がされたとき。

、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の提出を求めた場合において、その報告若しい正機関に対しその認証に関する業務に関し必要な報告又は帳簿 正 主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録外国

その質問に対して答弁がされず、 おいて、 ついての検査をさせ、 又はセンターに登録外国認証機関の事務所、 主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、 て認証に関する業務の状況若しくは帳簿、 その検査が拒まれ、 使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合に 又は登録外国認証機関若しくはその代表者 妨げられ、 若しくは虚偽の答弁がされたと 若しくは忌避され、 事業所又は倉庫にお 書類その他の物件に その職 又は

納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料

(登録の取消し等)

を取り消さなければならない。する第十五条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録第三十五条 農林水産大臣は、登録外国認証機関が次条において準用

。証に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができるするときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認農林水産大臣は、登録外国認証機関が次の各号のいずれかに該当

一~四 (略)

若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告外国認証機関に対しその認証に関する業務に関し必要な報告又は五 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録

件の提出がされたとき。

表者、 職員又はセンターに登録外国認証機関の事務所、 件についての検査をさせ、又は登録外国認証機関若しくはその代 たとき。 又はその質問に対して答弁がされず、 合において、 において認証に関する業務の状況若しくは帳簿、 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、 代理人、 その検査が拒まれ、 使用人その他の従業者に質問をさせようとした場 妨げられ、 若しくは虚偽の答弁がされ 若しくは忌避され 事業所又は倉庫 書類その他の物

2~4 (略)	七〜十(略) 「認証外国格付の表示を付する場合は送り状に外国格付の表示を付する場合は送り状に外国格付表示業者が、第十二条の二第一項又は第二項の規一〜五(略)	にはいい。 文はこれに相当するものを受けて行うものを除く。)を付してはない。 本紹若しくは送り状に格付の表示を付し、又は国内において外国が のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは をおおしては、のででは、のでは、のでは、のでは、のでは、 のがいでが、のでは、 のがいでが、 のがいがが、 のがいが、 のがいがいが、 のがいがが、 のがいががががががががががががががががががががががががががががががががががが	4 (格) 水に応じなかったとき。 求に応じなかったとき。 主務大臣が前項の規定により一年以内の期間を定めて認証に関ニ 主務大臣が前項の規定により一年以内の期間を定めて認証に関ー (略)	できる。 次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことが ま務大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国認証機関が 七 (略)

カジ 3 関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこ 七 とができる。 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国認証機 略)

(略)

の請求に応じなかったとき。 に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、そ一 農林水産大臣が前項の規定により一年以内の期間を定めて認証

第七節 格付の表示等の保護

4

(略)

、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。第三十七条(何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又はその包装

(格付の表示等の禁止)

一~五 (略)

(新設)

六~九 (略)

 $\frac{2}{4}$

(改善命令等)

付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。格付又はこれらの規定若しくは同条第五項、第十一条第一項若しくは同条第五項、第十一条第一項若しく第三十九条 主務大臣は、第十条第一項の規定に基づく格付の表示が適当でないと認めるの表示を付した認証品質取とさい。当該格付を行い、又は当該格付の表示が適当でないと認める第三十九条 主務大臣は、第十条第一項から第三項までの規定による

- 又は外国格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。した認証外国格付表示業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、格付の表示が適当でないと認めるときは、当該外国格付の表示を付2 主務大臣は、第十二条の二第一項又は第二項の規定に基づく外国
- は抹消を命ずることができる。 対し、期間を定めてその改善を命じ、又は適合の表示の除去若しくないと認めるときは、当該適合の表示を付した認証方法取扱業者に 主務大臣は、第十三条第一項の規定に基づく適合の表示が適当で 1
- できる。 がなくてその命令に応じなかったときは、その旨を公表することが4 主務大臣は、前三項の規定による命令を受けた者が、正当な理由
- 5 程管理者、 とあるのは 第十一条第一項若しくは第十二条第一項」とあるのは 第一項及び前項の規定は認証品質外国取扱業者、 前 この場合において、 一項の規定は認証方法外国取扱業者について、 認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者につい 「第三十条第一項から第三項まで」と、 第一 項中 「第十条第一項から第三項まで 認証外国生産 それぞれ準用 「同条第五項 「同条第五 行

(改善命令等)

は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。 と称付又は認証輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者又は認計生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分は業者又は認定を持ている。 とができる。 とができる。 は格付の表示が適当でないと認いる。 とができる。

(新設)

- しくは抹消を命ずることができる。 者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は適合の表示の除去若当でないと認めるときは、当該適合の表示を付した認証方法取扱業 農林水産大臣は、第十三条第一項の規定に基づく適合の表示が適
- とができる。 理由がなくてその命令に応じなかったときは、その旨を公表するこ理由がなくてその命令に応じなかったときは、その旨を公表するこ 農林水産大臣は、前二項の規定による命令を受けた者が、正当な
- 4 する。 程管理者、 とあるのは 第十一条第一項若しくは第十二条第一項」とあるのは 第一項及び前項の規定は認証品質外国取扱業者、 前 この場合において、 一項の規定は認証方法外国取扱業者について、 認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者につい 「第三十条第一項から第三項まで」と、 第一 項中 「第十条第一項から第三項まで 認証外国生産 それぞれ準用 「同条第五項 「同条第五

るのは 条第一項」と、 項において準用する第十条第五項の規定若しくは第三十一条第一 請求する」と、 「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは と 「請求する」と、 第三項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十三 「命じ」とあるのは「請求し」と、 前項中 前 三項」 とあるのは 「命ずる」とあ 「第一項又は 項

「命令」とあるのは 「請求」と読み替えるものとする。 と

付の表示の除去等

第四十一条 資を含む。) に日本農林規格に適合しないことが確実となる事由と ものに限る。)であって格付の表示の付してあるもの 容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物 して主務省令で定める事由が生じたときは、 又は抹消しなければならない。 取扱業者は、その所有する農林物資 遅滞なく、その表示を (主務省令で定める (その包装、

2 外国流通行程管理者に引き継がれないときは、 格付の表示の付してあるものであって主務省令で定めるものに限る 係る農林物資(当該農林物資又はその包装、)の流通行程の管理又は把握が他の認証流通行程管理者又は認証 認証流通行程管理者又は認証外国流通行程管理者は、 又は抹消しなければならない。 容器若しくは送り状に 遅滞なく、 その認証に その表示

[格付の表示の除去等)

第四 農林物資又はその包装 示を国内において除去し、 +条の二 取扱業者 容器若しくは送り状に付してある格 又は抹消した場合であって、 生産行程管理者又は流通行程管理者は、 当該農林物 付の表

> 替えるものとする。 条第一項」と、 項において準用する第十条第五項の規定若しくは第三十一条第一 るのは「請求する」と、 請求する」と、 「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは 第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十三 「命じ」とあるのは「請求し」と、 前項中「命令」とあるのは 「命ずる」とあ 「請求」と読み

、格付の表示の除去等)

第四十一条 装、 の表示を除去し、又は抹消しなければならない。 由として農林水産省令で定める事由が生じたときは、 林物資を含む。)に日本農林規格に適合しないことが確実となる事 めるものに限る。)であって格付の表示の付してあるもの(その包 容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農 取扱業者は、その所有する農林物資 (農林水産省令で定 遅滞なく、そ

2 限る。 格付の表示の付してあるものであって農林水産省令で定めるものに 係る農林物資(当該農林物資又はその包装、 表示を除去し、 認証外国流通行程管理者に引き継がれないときは、 認証流通行程管理者又は認証外国流通行程管理者は、)の流通行程の管理又は把握が他の認証流通行程管理者又は 又は抹消しなければならない。 容器若しくは送り状に 遅滞なく、 その認証

(新設)

ればならない。

るときは、直ちに、その外国格付の表示を除去し、又は抹消しなけるときは、直ちに、その外国格付の表示を除去し、又は抹消しなけ二項の規定により当該格付の表示に係る外国格付の表示が付してあ資又はその包装、容器若しくは送り状に第十二条の二第一項又は第

(取扱業者が守るべき表示の基準)

第五十九条 (略)

2

(略)

- 、消費者委員会の意見を聴かなければならない。 定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議するとともに3 内閣総理大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準を 3
- ※えて、その策定を要請することができる。4 主務大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準が定めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案をられることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の改善ない。
- 5 準用する。この場合において、同条第一項から第四項までの規定中 規定により定められた品質に関する表示の基準について、それぞれ 読み替えるものとする。 「主務大臣」とあるのは 項の場合について、 れば」と、 いて審議会の審議に付さなければ」とあるのは 第三条第二項並びに第九条第一項、 同条第五項中 同条第二項から第五項までの規定は第一項の 「内閣総理大臣」と、 「主務省令」とあるのは 第四項及び第五項の規定は第 同項中「その改正に 「その改正をしな 「内閣府令」と

(表示に関する指示等)

(取扱業者が守るべき表示の基準)

第五十九条 (略)

2 (略)

もに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとと内閣総理大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準を

- 案を添えて、その策定を要請することができる。 改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の 農林水産大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準が
- 5 準用する。この場合において、 規定により定められた品質に関する表示の基準について、それぞれ 府令」と読み替えるものとする 正について審議会の審議に付さなければ」とあるのは しなければ」と、 農林水産大臣」とあるのは 項の場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項 第三条第二項並びに第九条第一項、 同条第五項中 「内閣総理大臣」と、 同条第一項から第四項までの規定中 農林水産省令」とあるのは 第四項及び第五項の規定は 同項中「その改 「その改正を 0

(表示に関する指示等)

をすることができる。総理大臣)は、当該取扱業者に対し、その基準を守るべき旨の指示務大臣(内閣府令・主務省令で定める表示の方法については、内閣表示の基準を守らない取扱業者があるときは、内閣総理大臣又は主第六十一条 第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する

- 一 内閣総理大臣 主務大臣
- 二 主務大臣 内閣総理大臣
- 3 (略)

(名称の表示の除去命令等)

ができる。
物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止すること物資の販売、販売の委託若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林第六十四条 主務大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林

- 知するものとする。

 め、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通表示の方法に係るものを除く。)をしようとするときは、あらかじに掲げる大臣にあっては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示(第一号
- 内閣総理大臣 農林水産大臣
- 二 農林水産大臣 内閣総理大臣
- 3 (略)
- 請することができる。
 の者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要とらなかったときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、そその指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置を

(名称の表示の除去命令等

ことができる。農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止する農林物資の販売、販売の委託若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこ第六十四条 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定

第六章 雑則

(立入検査等)

第六十五条 事務所、 録認証機関若しくはその登録認証機関とその業務に関して関係のあ は従業者その他の関係者に質問させることができる。 る業務の状況若しくは帳簿、 る事業者に対し、 書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、 事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、 主務大臣 認証に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿 は、 この法律の施行に必要な限度において、 書類その他の物件を検査させ、 これらの者の 認証に関す 若しく 登

2 提出を求め、 者若しくは指定農林物資の取扱業者、 扱業者、 付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表 る名称の表示に関し必要な報告若しくは帳簿、 しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、 示の状況若しくは農林物資、 主務大臣は、 (格付の表示を含む。 認証輸入業者、 外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係 事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、 認証生産行程管理者、 若しくは従業者その他の関係者に質問させることができ 又はその職員に、これらの者のほ場、 この法律の施行に必要な限度において、 認証外国 以下この項及び次条第二項において同じ。 その原料、 格付表示業者若しくは認証方法取扱業 認証流通行程管理者、 販売業者若しくは輸入業者若 帳簿、 書類その他の物件を 書類その 工場、 格付 認証小分け業 認証品質取 他の物件の 店舗、 外国格 格 事

第六章 雑 崱

立入検査等

第六十五条 け業者、 は帳簿、 その事業に関して関係のある事業者に対し、 物資の取扱業者、 質取扱業者、 関する業務の状況若しくは帳簿、 者の事務所、 帳簿、 他 所に立ち入り、 の者のほ場、 のある事業者に対し、 る名称の表示の状況若しくは農林物資、 示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告若しく しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。 ことができる。 農林水産大臣は、 の物件を検査させ 登録認証機関若しくはその登録認証機関とその業務に関して関係 以下この項及び次条第二項において同じ。)若しくは適合の表 書類その他の物件の提出を求め、 書類その他の物件の提出を求め、 認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林 農林水産大臣は、 工場、 認証生産行程管理者、 事業所若しくは 格付若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係 販売業者若しくは輸入業者若しくはこれらの者と 店舗、 この法律の施行に必要な限度において、 認証に関する業務に関し必要な報告若しくは 若しくは従業者その他の関係者に質問させる 事務所、 この法律の施行に必要な限度におい 倉庫その他の場所に立ち入り、 書類その他の物件を検査させ、 事業所若しくは倉庫その他の場 認証流通行程管理者、 又はその職員に、これらの その原料、 又はその職員に、 格付(格付の表示を含 帳簿、 認証小 書類その 認証 認証 若 分 て 品

2

- 3 (略
- 4 事務所、 件を検査させ、 る表示の状況若しくは農林物資、 質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿、 者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、 の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、 省令で定める表示の方法に係る事項については、 により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業 この法律の施行に必要な限度において、 内閣総理大臣又は主務大臣 事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、 若しくは従業者その他の関係者に質問させることが (第六十一条第一項の内閣 その原料、 第五十九条第一項の規定 帳簿、 書類その他の物件 内閣総理大臣) 書類その他の物 工場、 品質に関す 府令 店舗、 主務 品 は 4
- 5 他 に立ち入り、 類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場 条第一項の表示を行った者若しくはその者とその事業に関して関係 のある事業者に対し、その表示に関し必要な報告若しくは帳簿、 ことができる。 の物件を検査させ、 主務大臣は、 店舗、 その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、 試験所、事務所、 第六十八条の規定の施行に必要な限度において、 若しくは従業者その他の関係者に質問させる 事業所若しくは倉庫その他の場所 書類その 同 書 5
- 6·7 (略)
- に通知するものとする。
 したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣8次の各号に掲げる大臣は、第四項の規定による権限を単独で行使
- 内閣総理大臣 主務大臣

- 3 (略)
- 対し、 質に関する表示の状況若しくは農林物資、 他の物件の提出を求め、又はその職員に、 の取扱業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に 項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資 大臣) 農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、 の他の物件を検査させ、 ることができる。 店舗、 内閣総理大臣又は農林水産大臣 は、 品質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿、 事務所、 この法律の施行に必要な限度において、 事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、 若しくは従業者その他の関係者に質問させ (第六十一条第一 これらの者のほ場、 その原料、 第五十九条第 項 帳簿、 の内閣府令・ 書類その 内閣総理 書類そ 工場 品
- ほ場、 その他の物件を検査させ、 場所に立ち入り、 関係のある事業者に対し、 せることができる。 書類その他の物件の提出を求め、 同条第一項の表示を行った者若しくはその者とその事業に関して 農林水産大臣は、第六十八条の規定の施行に必要な限度におい 工場、 店舗、 その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、 試験所、 その表示に関し必要な報告若しくは帳 若しくは従業者その他の関係者に質問 事務所、 又はその職員に、これらの者の 事業所若しくは倉庫その他の 書類
- 6 · 7 (略)
- に通知するものとする。 したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣8 次の各号に掲げる大臣は、第四項の規定による権限を単独で行使
- 内閣総理大臣 農林水産大臣

主務大臣 内閣総理大臣

(センターによる立入検査等)

第六十六条 (略)

2 その原料、 若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、 関係のある事業者のほ場、 の関係者に質問させることができる。 表示業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業 ときは、 他の場所に立ち入り、格付、 流通行程管理者、 農林水産大臣は、 販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関して センターに、 帳簿、 書類その他の物件を検査させ、 認証小分け業者、 前条第二項の場合において必要があると認める 認証品質取扱業者、 工場、 外国格付の表示若しくは適合の表示 店舗、 認証輸入業者、 事務所、 認証生産行程管理者、 又は従業者その他 事業所又は倉庫そ 認証外国格付 認 2

3~9 (略)

(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等)

第六十八条

主務大臣は、

事実に相違して日本農林規格に定める基準

及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障をしては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置

なくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その旨を公表す2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由が

必要な措置をとるべきことを指示することができる。

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

(センターによる立入検査等)

第六十六条 (略)

させ、 法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、 証流通行程管理者、 状況若しくは農林物資、その原料、 格付若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示 入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者のほ場 ときは、 工場、 農林水産大臣は、 又は従業者その他の関係者に質問させることができる。 店舗、 センターに、 事務所、 認証小分け業者、 前条第二項の場合において必要があると認める 認証品質取扱業者、 事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、 帳簿、 認証輸入業者若しくは認証 認証生産行程管理者、 書類その他の物件を検 販売業者若しくは輸 認 \mathcal{O} 方

3~9 (略)

(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等)

由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その旨を公2 農林水産大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理

ることができる。

(主務大臣に対する申出)

一 (略)

又はその包装、容器若しくは送り状に当該外国格付の表示に係る 国格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。) 格付の表示を付された農林物資(その包装、容器又は送り状に外 一、第十二条の二第一項又は第二項の規定により国内において外国

三 (略)

格付の表示が付されていないと認めるとき。

利益が害されていると認めるとき。四 指定農林物資に係る名称の表示が適正でないため一般消費者の

五 (略)

他の適切な措置をとらなければならない。
、第五十条、第五十五条、第六十四条又は前条に規定する措置そのを行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三十九条2 主務大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査

(内閣総理大臣又は主務大臣に対する申出)

閣府令・主務省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内第七十条 何人も、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示が適

表することができる。

(農林水産大臣に対する申出)

ことを求めることができる。続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべき第六十九条。何人も、次に掲げる場合には、農林水産省令で定める手

一 (略)

(新 設)

一 (略)

四 (略)

その他の適切な措置をとらなければならない。
九条、第五十条、第五十五条、第六十四条又は前条に規定する措置
調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三十2 農林水産大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な

(内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出

閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内第七十条 何人も、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示が適

)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。るものである場合にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。六十一条第一項の内閣府令・主務省令で定める表示の方法のみに係主務大臣(当該農林物資の品質に関する表示が適正でないことが第

置をとらなければならない。

さは、第五十九条及び第六十一条に規定する措置その他の適切な措きは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるとの関総理大臣又は主務大臣は、前項の規定による申出があったと

2

ができる。
おいて同じ。)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めること方法のみに係るものである場合にあっては、内閣総理大臣。次項にことが第六十一条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の又は農林水産大臣(当該農林物資の品質に関する表示が適正でない

な措置をとらなければならない。
るときは、第五十九条及び第六十一条に規定する措置その他の適切たときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認め内閣総理大臣又は農林水産大臣は、前項の規定による申出があっ

(同等性の承認を得るための施策等)

農林規格が国際標準となるよう努めなければならない。するための活動に関する業務に従事する者への支援を通じて、日本関その他の国際的な枠組みへの参画及び日本農林規格を国際標準と 基準(以下この条において「国際標準」という。)に関する国際機基準(以下この条において「国際標準」という。)に関する国際機工

て同じ。)、大学及び事業者は、国際標準に関する国際機関その他号)第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。次項におい国立研究開発法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三

3

(新設)

の国際的な枠組みへの参画及びその他の日本農林規格を国際標準との国際的な枠組みへの参画及びその他の日本農林規格を国際標準とすることに関する業務に従事する者の職務がその規格を国際標準とすることに関する業務に従事する者の職務がそのの国際的な枠組みへの参画及びその他の日本農林規格を国際標準と

ながら協力するよう努めなければならない。 施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図り 林規格を国際標準とすることに関する施策が効果的かつ効率的に実 国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、日本農

(内閣総理大臣への資料提供等)

対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。 る表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、主務大臣に第七十三条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資の品質に関す

(内閣総理大臣への資料提供等)

・ 固に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、農林水産大第七十二条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資の品質に関す

る。

第七十三条

略

第七十四条 (略)

(主務大臣等)

だし、酒類に係る日本農林規格、酒類に係る日本農林規格による格第七十五条。この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。た

関、酒類に係る認証を受けた認証生産行程管理者、認証小分け業者付の表示、酒類に係る認証を行う登録認証機関及び登録外国認証機

認証輸入業者、

認証外国格付表示業者、

認証外国生産行程管理者

(新設)

65

適合している旨の表示については、財務大臣及び農林水産大臣とす資(酒類に限る。)並びに酒類に係る日本農林規格に定める基準に及び認証外国小分け業者、酒類に係る外国格付の表示、指定農林物

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第七十六条 (略)

めるところにより、国税庁長官に委任することができる。 2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定

が行うこととすることができる。 第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長い、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律るところにより、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定め 2 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第一項の規定により 2

その一部を地方支分部局の長に委任することができる。 国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、 1 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第二項の規定により

(省令への委任)

省令)で定める。
お質に関する表示の基準に関するものについては、内閣府令・主務・
の事項は、主務省令(第五十九条第一項の規定により定められた第七十七条。この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必

、権限の委任等)

第七十四条 (略)

(新設)

きる。 るところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することがでるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することがで3 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定め

(省令への委任)

農林水産省令)で定める。
要な事項は、農林水産省令(第五十九条第一項の規定により定めら第七十五条。この法律に定めるものについては、内閣府令・第七十五条。この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必

第七章 罰則

をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為 な

- 一 第八条の規定に違反したとき。
- 二 第十条第六項又は第七項の規定に違反したとき。

は第七項の規定に違反したとき。四本邦において第三十条第五項において準用する第十条第六項又

五 第三十七条の規定に違反したとき。

六 第三十八条の規定に違反したとき。

国格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反したと 七 第三十九条第一項から第三項までの規定による格付の表示、外

き

八 第四十条の規定に違反したとき。

九 第四十一条第一項の規定に違反したとき。

十一 第四十一条の二の規定に違反したとき。

*** 第五十七条の規定に違反したとき。

十二 第五十八条の規定に違反したとき。

十三 第六十一条第三項の規定による命令に違反したとき。

第六十四条の規定による処分に違反したとき。

第七十九条・第八十条 (略)

第七章 罰則

は百万円以下の罰金に処する。第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又

- 第八条の規定に違反した者
- 一 第十条第六項又は第七項の規定に違反した者

(新設)

行程管理者又は認証外国流通行程管理者は第七項の規定に違反した認証品質外国取扱業者、認証外国生産一 本邦において第三十条第五項において準用する第十条第六項又

第三十七条の規定に違反した者

兀

五 第三十八条の規定に違反した者

の表示の除去又は抹消の命令に違反した者
「第三十九条第一項又は第二項の規定による格付の表示又は適合

第四十条の規定に違反した者

七

第四十一条第一項の規定に違反した者

(新設)

第五十七条の規定に違反した者

十 第五十八条の規定に違反した者

- | 第六十一条第三項の規定による命令に違反した者

「 第六十四条の規定による処分に違反した者 |

第七十七条・第七十八条(略)

をした者は、五十万円以下の罰金に処する。第八十一条。次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

- 第二十九条第一項又は第五十二条第一項の規定に違反した<u>とき</u>

第八十二条 (略)

定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
は管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しく第八十三条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定 関

第十四号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑 第七十八条(第五号から第七号まで、第十一号、第十三号及び

罰金刑

金に処する。 第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰

第二十九条第一項又は第五十二条第一項の規定に違反した者

は虚偽の答弁をした者 、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくから第五項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避しから第五項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌勝一項をし、又は同条第一項から第五項まで若しくは憲偽の物件の提出ニ 第六十五条第一項から第五項までの規定による報告若しくは物ニ 第六十五条第一項から第五項までの規定による報告若しくは物

第八十条 (略)

十二号に係る部分を除く。)、第七十七条又は前二条 各本条の二 第七十六条(第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑 第七十六条(第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第

2 第八十四条·第八十五条 (略) (略)

第八十二条・第八十三条(略)

2

(略)

69

 \bigcirc 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)(本則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(業務の範囲)	(業務の範囲)
第十条 (略)	第十条 (略)
2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。	2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。
一・二(略)	一・二 (略)
三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律	三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律
第五十七号)第五十五条第一項の規定による立入検査及び質問	第五十七号)第四十条第一項の規定による立入検査及び質問
四~九 (略)	四~九 (略)
3 センターは、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障の	(新設)
十一条の規定による協力を行うことができる。 ない範囲内で、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第五	

(傍
線
部分
ル は
改
止 部
分
_

	等が処理することとされている事務
	二 第五十三条第二項の規定により都道府県
	るものに限る。)
	利を取得する行為に係る輸出事業計画に係
	いて農地法第三条第一項本文に規定する権
	若しくはその農地と併せて採草放牧地につ
	的に供するため四へクタールを超える農地
	以外のものにする行為又は同一の事業の目
	するため四へクタールを超える農地を農地
	とされている事務(同一の事業の目的に供
	り都道府県又は指定市町村が処理すること
号)	号) おいて準用する場合を含む。)の規定によ
元年法律第五十七	元年法律第五十七 一 第三十七条第七項(第三十八条第三項に
関する法律(令和)とされている事務	関する法律(令和)もの
品の輸出の促進に 健所を設置する市又は特別区が処理すること	品の輸出の促進に ることとされている事務のうち、次に掲げる
農林水産物及び食 第三十八条第二項の規定により都道府県、保	農林水産物及び食。この法律の規定により地方公共団体が処理す
法 律 事 務	法 律 事 務
律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法	備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法
別表第一(第一号法定受託事務(第二条関係)	別表第一(第一号法定受託事務(第二条関係)
現 行	改 正 案
(傍線部分は改正部分)	

(傍
線
部
分は
改
正
部
Ħ

	八十八~百六十 (略)			八十八~百六十 (略)
		万 円		新の登録を除く。)の登録認定機関に係る登録(更促進に関する法律第二条第四項
		一件につき九	登 録 件 数	農林水産物及び食品の輸出のを除く。)
	を除く。)機関の登録)の登録(更新の登録			行機関に係る登録(更新の登録発量録発行機関の登録)の登録発
 万 円	十七号)第二条第三項(登録認定に関する法律(令和元年法律第五	万円		律第五十七号)第二条第四項(促進に関する法律(令和元年法
登録件数 一件につき九	農林水産物及び食品の輸出の促進	一件につき九	登録件数	
	関の登録	登録	録認定機関の	農林水産物等の適合施設に係る登録認定機関
施設認定農林水産物等の適合施設に係る登録認定機	八十七の三 施設認定農林水産物等の	登録又は施設認定	発行機関の発	八十七の三 輸出証明書に係る登録発行機関の登録又は施設認定
	一〜八十七の二 (略)			一〜八十七の二 (略)
課税標準 税 率	可、認定、指定又は技能証明の事項登記、登録、特許、免許、許可、認	税率	課税標準	可、認定、指定又は技能証明の事項登記、登録、特許、免許、許可、認
第三十匹条―第三十匹条の五関係	九条、第二十三条、第二十匹条、第三-	―第三十匹条の五関係)
` 给	三条 課 税	第十五条―第十七条、第十七条の三―第十標準及び税率の表(第二条、第五条、第九	\ \A\-	条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―別表第一(課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、
行	現		案	改正